

研究会継続判定基準

継続判定基準：1 に示す活動基準を満たし、かつ2 の提出書類を期限内に提出すること。

1. 活動基準

- (1) 主体的で活発な研究会・シンポジウムを開催していること
 - ・ 講演会中のシンポジウム・IM や他学会との共催以外の独自開催が必要
 - ・ 同一内容、少人数、固定メンバーでの研究会以外の活動が必要
- (2) 応物会員増加につながる活動を行っていること
 - ・ 参加費優遇などの会員サービスの実施
 - ・ 会員リストの整備（応物会員数がわかること）

※ 会員数の目安は 50 人～500 人とする
- (3) HP を定期的に更新し、情報発信を行っていること
 - ・ 活動内容（研究会・講習会等の詳細等）を公開すること
 - ・ 固定メンバーへの情報発信ではなく、広く入会や講習会等の参加窓口を設ける
- (4) 期限内に収支報告を行っていること
 - ・ 活動資金補助金は原則として最初の 3 年間のみ支給

※ 2 回続けて同じ基準を達成できていない場合は、継続しないものとする。

2. 継続申請の必要提出資料

- (1) 継続理由、および継続後 3 年間の活動計画
- (2) 分科会の立上げや統合の可能性
- (3) 活動期間（3 年間）の活動報告
研究会・講習会については、開催日・場所・テーマ・参加者数を明記
（参加者リストの提出が必要となる場合もあり）
- (4) 会員リスト（応物会員の会員数を付記）
- (5) 幹事名簿
- (6) 連絡先（担当者氏名・住所・所属・電話番号・メールアドレス等）

2014 年 12 月 19 日 理事会 承認

2015 年 6 月 29 日 改正 総務担当理事 承認

2026 年 2 月 13 日 改正 総務担当理事 承認